

岩手県告示第 877 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 12 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 282 号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 八幡平市大更第 1 地割 9 番 6 地先から第 20 地割 143 番 1 地先まで
  - (2) 八幡平市大更第 36 地割 86 番 5 地先から 533 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 12 月 28 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
  - (2) 期間 平成 19 年 12 月 25 日から平成 20 年 1 月 25 日まで